

検 閲 と は 何 か

——検定の問題をも含めて——

和 田 洋 一

一、危険信号

敗戦の翌年の十一月、日本国憲法が新たに公布され、われわれ国民はその第二十一条が、検閲を明快に否定していることを知った。明治、大正、昭和を通じて、日本臣民の上に重くのしかかっていた検閲制度、日本の言論・出版その他一切の表現の自由をおびやかし圧殺してきた検閲制度、それがついに葬り去られて過去のものになろうとしている。夢のような気がしないでもないが、しかし憲法の条文の中に「検閲は、これをしてはならない」と書かれるだけで、はたして本当に検閲制度は消えてなくなるものであろうか。在來の苛酷な検閲が否定されるのは望ましいことであるが、しかし言論表現の自由を無制限に許していくものかどうか。ある程度の取締り、検閲はやはり必要ではないか。

虚脱状態の中についた当時の日本人の多くは、新憲法による検閲の明快な禁止を前にして、戸まどつたような、喜んでいいのかわるいのか分らないような気持だったと思われる。すくなくとも明るい、はればれとした解放感がそこになかったことは確かである。その大きな理由の一つは、日本の特高警察にとつてかわって、アメリカ占領軍が現実に検閲をおこなつていたという事実である。日本の検閲だけではなしに、検閲一般を否定しているはずの民主的アメリカ人が、検閲を露骨におこなつているという事実、しかも彼等の検閲はあと一年でおわるのか、三年も五年もづくのか、その

検閲とは何か

点の保障がないという状況の中で、日本の国民がはればれとした気持になれないのは当然であった。

「検閲は、これをしてはならない」の英訳は、No censorship shall be maintained' となっている。英文の方が先にきて、日本人に示され、あとからそれが日本語に直されたのか、それとも逆であったのか、いずれにしても日本の保守的な政治家や学者ばかり集まつた場所からは、明快な検閲禁止の条項が生れてくるとは思えなかつた。アメリカ占領軍の意向がこの場合も強く反映したように思われるのだが、確實なことは、日本の人民が言論表現の自由、検閲の禁止をたたかいとつたのではないということである。新憲法を前にしての日本国民のはればれとしない表情は、そのこととも関係があつた。一七八九年、バスチーニ牢獄を襲い政治犯を解放したあとの人権宣言、そして一八三〇年七月、奪われた諸自由を取りかえすために決起したフランス民衆のはばなしの行動、それらは日本の国民にとって、遠い外国の物語りでしかなかつた。ドイツでは、検閲制度を支持する者と、出版の自由を主張する者とのあいだに、長期にわたつての理論闘争がつづけられたが、日本にはそのような歴史もなかつた。日本の人民には、ただ苛酷な検閲の下で苦しんできた長い長い歴史があった。もちろん権力にたいする不屈の闘争、命がけの反抗はあつた。しかしさい、「はいつあ、む」とらしい弾圧でけりがつけられた。

日本の検閲の歴史は、明治の始め、鉛活字が使用されだしたころから数えて、約八十年間つづいたことになる。江戸時代の初期に板木による出版がおこなわれだし、寛文六年（一六六六年）山鹿素行が事後検閲に引っかかるときから数えると二百八十年、それが日本国憲法第二十一条によつて、ようやく終止符をうつたのである。日本人としては、敗戦のおかげで、というよりほかに言葉はなかつた。

アメリカ占領軍の検閲は、憲法公布後五年つき、朝鮮戦争ぼつ発前後の時期には特に猛威をたくましうし、サンフランシスコ講和条約の調印とともに姿を消した。日本国民はそれからしばらくたつて、検閲がもはや自分の上にないという実感をようやくもち始めた。長い長い検閲の歴史。しかし今はもう検閲は過去のものである。世界を広く見まわし

たとき、検閲がなお存在している国は存在し、検閲を以前よりも強化している国もないではない。しかしそくなくとも日本は、敗戦のおかげで、言論表現の自由を保障する憲法をもつことができたし、われわれは現に自由を享受している、自由がありすぎるという声もきこえてくるが、日本もおくればせながらようやくここまできた、と満足感をおぼえた人もすくなくはなかつたであろう。

しかし日本の言論表現の自由はもう大丈夫、もう安泰であるところとは、やはりいえなかつた。ドキリとさせられるような事件はつぎつぎとおこつたし、暗いおかげは一二三四年強くなってきた。特に一九六五年になって、家永三郎教授の教科書検定訴訟事件は、人びとに危険信号をはつきりと感じさせた。検閲は過去のものとなつたかのように一時みえたが、一九六五年、六六年において、それはもう一度当面の問題、現実の問題となつた。検閲とは何かについて、われわれはいま新しく聞いたださねばならない。検閲は憲法によつて否定されており、検閲が好ましくないことは自明である、ということですましてはおられない事態、そのような事態の中にわれわれはいま立せられている。

一、日本の検閲の特殊性

英語の *censorship*、ドイツ語の *Zensur*、フランス語の *censure*、イタリーグー語、スペイン語の *censura*、これらの単語は語源が同一であり、歴史の進展の中で、意味内容が国々によつて異つてくるところとはまずなかつたといつていだらう。日本語の「検閲」は、これら欧米諸国に共通する言葉の訳語として明治の比較的初期につくり出されたものであるが、日本の出版法制の独自の歴史は、日本語の「検閲」に独自の色あいをあたえる結果となつた。

日本人は、検閲といえば、事前検閲と事後検閲と二種類あるという風に考える。しかしそまい意味で用いられたときは事前検閲を指すところとも知つてゐる。欧米では、事前検閲と事後検閲とを二つならべて論じる、二つを対立するものとして扱うといふこともしない。ドイツでも *Vorzensur* と *Nachzensur* という用語法は極めて稀である。欧米で

は、せまい意味の検閲は事前検閲を指し、広い意味の検閲は、公権力が人民の側の言論表現の自由を抑圧するためにおこなう一切の法的措置を指す。一八四九年制定のドイツ国憲法第百四十三条には、出版の自由を、「予防的措置、すなわち検閲」によつて制限してはならないと書かれており、検閲が事前検閲以外の何ものとも意味していないことは明白である。「予防的措置、すなわち検閲」のすぐあとに、免許制度、保証金制度、国家が出版社、新聞社に加える諸課税、印刷所、書籍店に加える諸制限、出版物の郵送差止め、その他運送自由にたいする抑圧等々の項目がならべられ、これらの手段を通して出版の自由を抑制することは断じて許されないと書かれている。免許制度（特定の個人だけに出版印刷の権利を認める制度）、保証金制度、国家が出版社、新聞社に加える諸課税は、いわゆる事前検閲でもなければ事後検閲でもないが、いずれも出版の自由を抑圧するために過去において用いられてきた法的措置であつて、これらすべてを含めて検閲とよぶことは、差しつかえないし、現におこなわれており、そのことはまた必要である。

ではなぜ必要であろうか。國家権力の側が、人民の側からの強い反撃をうけて、やむをえず事前検閲を廃止したあと、事前検閲以外のなんらかの手段方法によつて出版の自由、言論表現の自由を制限しようと企てるることは明白であり、事實各国でそのような企てはなされてきた。人民の側としては、検閲反対を叫びながら、実質的には事前検閲だけを否定していたのでは、出版の自由はどうてい守れない。検閲反対は、言論出版の自由を抑制し圧迫する一切の法的措置にたいする反対でなければならない。一九一九年制定のワイマル憲法、一九四九年制定のドイツ連邦共和国基本法の中には、いづれも「検閲は、おこなわれない」という条項が見出されるが、これらの場合の検閲を、一八四九年当時のせまい意味、事前検閲だけの意味に解釈すべきではないし、日本国憲法第二十一条についても同様である。

もう一度念を押していくと、検閲は本来事前検閲を意味する。権力の側にとって事前検閲は出版統制のため、もつとも都合のよい、もつとも有力な手段である。しかし事前検閲が実施できなくなると、権力は同じ目的遂行のために事前検閲以外のあらゆる法的手段、法的措置をとろうとする。そのような言論出版統制のためにとられる一切の法的措置を

検閲とよぶ」とは可能であるし、現におこなわれている。それは各国共通の理解もある。アメリカ占領軍が No censorship shall be maintained の条項に同意したとかの censorship も、事前検閲だけにせまく限定された概念ではなかつたはずである。そのことは第二次大戦終了直後といふ世界史の時点から考えても明らかである。
しかし世界共通のものとは別に、日本特有のものも存在する。そしてこのことは是非明らかにしておかねばならない。すでに述べたように、日本人は、検閲といえば、事前検閲と事後検閲と二種類あるという風に考える。なぜそうなのかといえど、それは明治、大正、昭和を通じて事後検閲が、歐米諸国とほんくらべものにならないぐらい強大な役割をはたしたからであり、事後検閲を実施する権力の側の態勢が十分に整っていたからである。日本臣民の言論出版の自由をおびやかし圧殺してきたのは主として事後検閲ではなかつたのである。

日本の普通出版物は明治八年で事前検閲からは解放され、そのあとずっと事後検閲を受けてきた。新聞、雑誌、いわゆる時事にかんする事項を掲載する出版物、定期的に刊行される出版物は、普通出版物よりは強い警戒の目でみられていて明治二十年まで事前検閲がつづき、そのあとは事後検閲にかわつた。もつとも戦争中は、印刷に付する前に原稿を持参するように特高警察がすすめ、なれば私的な事前検閲をおこなつていた例は限りなくあり、特高は、事後検閲で処罰を受けるようなことがあってはかわいそうだから事前に調べてやろうといって恩にきさせていた。映画にかんしては、一貫して事前検閲制がとられ、キスの場面は文句なしにカット、その他特高警察の検閲係りが好ましくないと判断した場面はすべて上映前にのぞかれてしまつた。普通出版物の自由を制限する法律としては出版法があり、新聞雑誌にたいしては新聞紙法があつたが、映画にかんしては内務省で出している活動写真「ファイルム」監督規則があるだけで、これは法律ではない。従つて映画にたいする事前検閲は、帝国憲法の「法律の範囲内に於て言論著作印行の自由を有す」の条項に触れるのではないかという議論もおこなわれていた。

日本放送協会という独占体が、ラジオ放送をおこなうに当つては、放送内容にわざかでも不安が予想される場合、準

官僚としての協会職員が予め原稿の提出を求め、内務省の検閲官の任務を代行した。

以上のべたところから明らかであるように、明治の初年から大正を経て昭和二十年にいたるまでの期間、日本には事前検閲もたしかに存在したけれども、日本臣民の心に深くしきみこまれていたのは、事前検閲の苛酷さよりも事後検閲のおそろしさ、無気味さであった。そのことは確かである。終戦直後、新憲法が検閲を禁止したということを知つたとき、日本国民がこれを事後検閲の禁止として受けとったとしたら、その方がむしろ自然であるといわねばならない。

戦前の日本臣民は、自分が編集し発行した新聞雑誌等を、発行と同時に内務省に二部、管轄地方官庁、地方裁判所検事局ならびに区裁判所検事局に各一部納めるよう義務づけられていた。（新聞紙法第十一條）発行ごとの納本のわずらわしさは、ささいなことであるとしても、編集者発行者の不安は、納本したものが検閲官によって調べられ、その結果安寧秩序をやぶるとか、風俗をみだすという風に認定され、行政処分、つまり発売頒布の禁止とか差押さえ等の処分を受けはしないかということであり、不安は納本後しばらくの期間つづく。そして警察から何の音沙汰もなければそれでホッとする。

行政処分とは別に、出版内容の如何によって司法処分を受ける可能性、検事によつて告発される可能性もあるが、これは諸外国でもおこなわれているところであつて、日本の特殊現象ではない。しかし発売頒布の禁止および差押さえは日本独特のものであつて、『出版物法論』の著者宇野慎三は、このような行政処分は「各国出版法制に於て独逸にやや類似の規定を発見するに止まり、我法制の特異な点である」とのべている。宇野はフランス、ドイツ、オーストリア、イタリー、ベルギー、イギリス、アメリカ等の立法例を一瞥したあと更につぎのように述べている。

「之を要するに発売頒布の禁止は殆ど外国立法例に於て其の類を求める所であつて、差押さえの如きも外国立法例の規定する所は仮差押さえの性質を有し、裁判判決に依るにあらずれば其の廃棄又は保持が確定しないのであるが、之に反し我国法にいわゆる差押さえは全然司法処分と独立した一個の警察処分であり、かつ其の解除に関して何等規定す

る所を見ざるが如きは、他の立法例と超ゆべからざる清渠（じょうきょ）を有するものであるが故に比較すべくもない。出版物の内容に依る犯罪に対し、社会防衛の手段として一方に其の行為者を処罰すると同時に、犯罪物件たる当該出版物の頒布を禁止し、以て社会の蒙（こうむ）るべき害の程度を軽減することが行政处分の存在の理由であろうし、かつ是認すべき幾分の理論を有することはここに否まんとするのではないが、広き範囲に於て発売頒布の禁止を認め、かつ行政处分としての差押さえを認むるが如きは、言論の自由を尊重し個性の發揮民意の帰趣（きすう）を察知する上に於ても非常な障害とならぬであらうか」

特高警察の検閲官の裁量によつて、出版物の発売頒布の禁止、差押さえが安易におこなわれうる日本の出版法制にたいして、宇野は先進諸国の例をひきながらやんわりと批判を加えたのである。戦前の日本の内務省警保局、そして各府県の警察部には検閲担当の係り官がいかめしい顔をして執務しており、また個々の警察署には必ず特高係りの部屋があり、その中には必ず検閲担当の私服警官がこわい顔をして印刷物に目を通していた。いかめしい顔とかこわい顔といふのは、もちろん人民の側の勝手なイメージにすぎないであろう。しかし國中いたるところに検閲担当者が配置され、特に中央には検閲の組織ががっちりかためられている状態は、先進諸国にはみられない図であった。そして日本国憲法によって検閲が禁止されたということは、日本人民の感覚からいふと、あのおそろしい検閲官たち、人民を処罰しようと思つて意地悪い目で印刷物に目を通してゐるあの私服警官たち、あれが全部姿を消してしまうことであつた。日本国憲法第二十一条を解説するに当つて、検閲というとき、それは主として事前検閲を意味するというような一般論をふりまわすにとどまつてゐる憲法学者もすぐなくないが、長いあいだ事後検閲におびやかされてきた人民の感覚とのあいだに、大きなへだたりがあるといわねばならない。

新聞、雑誌を発行しようとする者にたいして予め保証金を納めさせるという封建的な制度、これはヨーロッパでは十九世紀の中頃までに全部消滅してしまつてゐたが、日本では終戦までつづいた。この制度は発行者が金持ちであれば、

検閲とは何か

何の苦痛をもともなわないが、貧乏人の場合には大きな苦痛をともなう、言いかえれば貧乏人の言論圧迫の手段であった。一つだけ具体的な例をあげよう。同志社大学人文科学研究所主催の最近の座談会で、昭和十一年から十二年にかけて京都で発行されていた新聞『土曜日』の発行者斎藤雷太郎氏は、保証金五百円をためるためにどんな苦労をしたかの思い出話をしたが、彼はどうしても新聞が出たかったし、隔週発行の貧弱な新聞を出すについては、五百円を政府へ納めねばならない、彼は映画俳優として五十円の月給をもらっていただけだったので、市電にのることをやめ、歩くか自転車かにした、食事は文字通り三度を二度にへらし、二度ではからだがもたないので、米の飯と漬け物のおかわりだけはただでくれる京都大学の食堂で腹いっぱい食事をとることにした。苦労話はまだまだつづくが、斎藤氏はおそるべき執念によつて、ようやく五百円をためることに成功し、『土曜日』を出した。保証金制度は、いわゆる事前検閲でもなければ事後検閲でもない。しかし言論の自由を圧迫する一つの法的措置、特に貧乏人を苦しめる粗いとする権力の側の一手段であつたことは明らかである。「検閲は、これをしてはならない」の検閲は、このような保証金制度を含まないとでも言うのか。保証金制度のような封建的色彩の濃厚なもの復活を是認する学者はまさかいないであろう。しかし憲法第二十一条で禁止しているのは主として事前検閲であるという見解・解説は、事前検閲以外の諸手段、言論表現の自由を圧迫する諸手段にたいして、寛大になりかねないという危険をはらんでいるといわねばならない。

三、教科書検定の違憲性

戦前の出版法、新聞紙法について、あるいは帝国憲法にうたわれている言論著作印行の自由についてのべた書物は多い。戦後の日本国憲法によって保障されている言論・出版の自由についても、多くの学者、評論家が解説を加え、意見をのべてきた。江戸時代から明治・大正・昭和にかけて、日本の言論出版がいかに不自由であったかについてのべている双川喜文の『言論の彈圧』、あるいは「弾圧と抵抗」という副題のついた三枝重雄の『言論昭和史』など、そういう

ただぐいの書物も決してすぐくはない。

書物や論文だけではない。出版の自由を求める民間の運動として「検閲制度改革同盟」が昭和二年（一九二七年）に結成されたという事実もあり、出版法、新聞紙法の改正案は、大正の末期、ついに審議未了になつたとはいえ、昭和に入つても、それは解決されねばならない問題として長くあとをひいた。

新聞紙法は今しばらくおくとして、出版法によつて扱われる出版物は一体何か、といふことにかんしては、微に入り細に入り論ぜられた。どうしや版刷りは印刷物かどうか、活版印刷でも神社のおまもりはどうか、暦はどうか、写真はどうか、フィルムはどうかというようなことがいちいち問題になり、さいごは大審院の判決をあおぐことになった。

単行本 それから時事にかんする事項を掲載しない雑誌やパンフレット、これらはすべて出版法の対象となるはずであつたが、不思議なことに、ものすごい発行部数をもちながら、しかも出版法の対象から完全にはずされていた単行本があつた。それは日本中の小学生がひとりのこらず使つていた修身や国語や歴史や理科や算術の教科書、いわゆる国定教科書である。国定教科書は明治三十七年（一九〇四年）から昭和二十四年（一九四九年）まで四十五年の長きにわたりて発行されてきた。その前と後とは検定教科書の時代であるが、義務教育にさいして使用される国定教科書の編集にかんしては、国家権力の側で徹底的に慎重な検討を加え、陸軍大臣、海軍大臣も、編集会議には必ず出席していたといふのであるから、それが改めて出版法による取締りの対象とならなかつたのは自明の理である。人民の側でも、国定教科書にもられている思想内容、歴史の教科書の中への神話の混入、天皇と支配階級中心、人民不在の叙述等を批判するという発想法は、ほとんど全くなかった。あつたとしても、それを言葉で表現するとすれば、その人は手痛い目にあわねばならなかつたであろう。

大体、検閲というのは、人民の側の思想感情の表現にたいして、権力の側がおこなうものなのであるから、国定教科書にたいする検閲がないのは当り前のことなので、問題は、国家権力の側が教科書をつくることがいいか悪いかである。

検閲とは何か

が、戦前はそういう問題意識もなかったのである。検定教科書を国定に改めようとする機運が、文部省あたりから出てきた時期には、反対論も活潑に出、福沢諭吉も時事新報紙上に反対論をのせたが、国定教科書に決まってしまうと、問題は片付いたことになってしまった。しかし敗戦のあと、国定教科書にたいする批判が強くなり、昭和二十五年から小学校、新制中学の教科書の自由競争が始まる。つまり教科書は四十五年ぶりに人民のあいだで作製されることになったのである。

当時はすでに新しい憲法が制定されていて、第二十一条には「検閲は、これをしてはならない」とはつきりうたわれている。文部省、権力の側もしくは保守政治家としては、一般書籍が自由に出版されるのはいたし方がないとして、小学校や中学校の子供にあてがう教科書まで自由に出版させることにたいしては不安を感じたであろうし、結果としては検定教科書ということで落ちついた。学校教育法第二十一条には「小学校においては、文部大臣の検定を経た教科書図書又は文部大臣において著作権を有する教科用図書を使用しなければならない」とうたわれることになったが、当時の空気としては、文部大臣の検定は、それほどうつとうしいものとは感じられなかつたし、事実それからあと数年は、教科書の内容審査はあっても、比較的のんびりした審査であつて、ものの見方が一方に偏しているというふうに言いがかりをつけられて、検定がこばまれるというようなことはなかつた。

しかし今から思えば、国定教科書が世論によつて否定され、「検閲は、これをしてはならない」と言い切つてゐる憲法があらわれた時期に、教科書編集発行の自由をも確立し、文部大臣の検定などといふものを排撃すべきであった。家永三郎教授も同じ意味のことを教科書問題に関するシンポジウムでのべている。（日本学術会議 学問・思想の自由委員会主催）すべての単行本、雑誌、パンフレット、新聞が事前検閲からも事後検閲からも解放されて、のびのびと自由を享受しているときに、教科書だけは検定をうけねばならないということ、それは出版は自由だといっても教科書だけは別だという観念を、日本国民全体に改めてあたえる結果となつた。子供にあたえる教科書が野ばなしでは困る、検閲

は、これをしてはならない。しかし検定は、してもよろしいというのであれば、検定である程度引きしめてほしい、偏った思想を抑えてほしい、そうすれば安心だと日本の国民は考へるようになつた。そして検閲は違憲だが、検定は合憲だなどと思わされたり思つたりしているうちに、文部省の押ししがぐんぐん強くなつてきて、検定が実質的には昭和三十九年でほとんど全く検閲と同じことになつてしまつたのである。

戦前あるいは戦中の検閲がどんなに一方的で偏つたものであり、苛酷なものであつたかについて話をすれば、若い世代は、すなおに耳をかたむけるであろうし、現在の検閲のない状態にたいして、今さらのように満足をも感じるであろう。しかし国民の中の古い世代も新しい世代も出版の無制限な自由にたいしては疑問を感じ、不安を感じている。ワイセツな出版物が氾濫しだすと、母親たちは子供のことが心配になり、なんとか取りしまつて頂きたいとその筋へ陳情したりする。日本の映画にかんしては映倫による自主規制があるからまだいい、しかし外国から輸入される映画の中には、どんなワイセツな場面、残虐な場面があるか分らないから検閲でハサミをいれるのはやむをえないといわれると、国民大衆はそれはそうだなあと思つたりもする。自主規制と法的規制との区別が分らず、映倫を検閲だと思いこんでいる者もおれば、一方では思想の検閲は許されないが風俗の検閲は許されると考へている者もいるという始末である。文部省の役人が「教科書は学術書ではない、検定は、教科書として偏つていいかどうか、中正妥当であるかどうかを調べるだけである」というようなことをいふと、日本の国民大衆の相当の部分はころりとやられてしまうのである。

いま問題を、教科書の内容が中正妥当であるか否かの問題に限定して考えてみると、文部省の調査官に、この内容は中正妥当でない、偏つていると指摘された教科書編集者は、すなおにそのことを承認するはずではなく、逆に調査官こそ偏つていると判断するだろう。そこで水かけ論という形を呈するようみえるが、実はそうではなく、勝負は始めから決まっている。国家権力を背景にあつてゐる文部省の調査官は必ず勝ち、民間の教科書編集者は必ず負けるのである。編集者の学識、教養のレベルが調査官のそれより一段も一段も高くても、どうしようもない。編集者は泣寝入りをする

検閲とは何か

か、そうでなければ家永三郎教授のように裁判所に訴えを出すかである。

文部省の役人は、自分は無色である、中正であると思いこんでいる。思いこむのは勝手であるけれども、また事実無色のこともあるけれども、意見がくいちがつたとき、役人が必ず勝ち、民間人が必ず負けるというのは民間人の立場として、人民の立場としてこまる。そのこまるという所から検閲否定の思想がでてきたわけで、そしてそのような思想を人民が憲法の中に条文の形でいれたわけで（日本はそうではないが）検閲を否定するのは、権力を背景にもつた検閲官、調査官が検閲するからであって、民間人が検閲的行為をするならかまわないし、そのような場合検閲という言葉は使用しないことになっている。

そのことが理解されておれば、検閲と検定とどちらがうかという質問も出でこないし、検閲は違憲だが検定は合憲だなどという意見も出てこないだろう。文部省の教科書検定についていえば、ABCDEという五人の調査委員が各自意見を表明した時期はまだ検閲ではなかった。それが例のFという氣味の悪い、同時に強力な委員があらわれてからは、そのF委員自身は文部省の役人でなくとも、役人というよりは國家権力の代弁者という意味で検閲のにおいが濃厚となってきた。そして家永教授の教科書を文部省の調査官が調査した昭和三十九年の段階では、まがうかたなく検閲であり、従つて憲法違反であるといわねばならない。検閲と検定とどちらがうかではなくて、問題は検定の名でおこなわれていることが、検閲であるかどうかである。そして現在おこなわれている検定は明らかに憲法違反である。

註① 宮沢俊義著『憲法II』(有斐閣、法律学全集4)三五七一八ページ。宮沢教授は「表現の自由についての検閲とは、公権力が外に発表されるべき思想の内容をあらかじめ審査し、不適当とみとめるときは、その発表を禁止すること、すなわち、事前審査(Vorzensur, Präventivzensur)を意味する」と規定し、さらに「明治憲法時代には、一般の出版物については、検閲の制度はなかつたが、内務大臣が出版物の発売、頒布を禁止する権をもつていたので、实际上、あらかじめ出版物を内務当局に提出して非公式に検閲——いわゆる内閣——してもらう習慣が行われた。だから實際には、検閲が行われていたといっていい」とのべている。

明治憲法時代に、日本の出版物が事後検閲に引っかかって、どんなに多く発売禁止になつたことか。昭和七年には齊藤昌三著『現代筆禍文獻大年表』(推古堂書店発行)などという本も出たが、宮沢教授はそういうことはとんちやくなく、検閲とは事前検閲を意味し、事後検閲は検閲の名に値しないといつて頑張られるのであらうか。戦後派の若い学者ならいざ知らず、明治憲法時代を生きてきた老憲法者の言としては、不可解というほかない。

日本の税関が輸入映画その他の検閲を実行していることにたいし、宮沢教授は今までにいろいろの場所でくりかえしその違憲性を指摘してこられたが、指摘の正しさにもかかわらず、税関は未だに検閲をやめようとはしていない。法学協会『註解日本国憲法』(有斐閣)上巻四一六ページ「検閲を行うことができないのは、上述の解釈からは当然の結論であるが、本条にこれを特に明記したのは、わが国の過去の実情に鑑みてのことであると思われる。検閲とは、特に思想の発表に先立つて予めこれを検閲するいわゆる事前検閲(Vorzensur)を意味し、この方法の濫用によって、思想の表現は不當に圧迫されうる。実際にも太平洋戦争に先立つ数年間の思想統制は、主として検閲の方法を通して行われて来たことは周知の通りである。」とのべられ、憲法第二十二条の第一項に「言論、出版その他一切の表現の自由は保障する」とあるにもかかわらず第二項で検閲の否定が特に明記されているのは、「わが国の過去の実情に鑑みてのことであると思われる」と記されているが、それ以下の文章によつて、この部分担当の筆者が過去の実情に無知であることが明らかになつてゐる。

伊藤正己著『言論出版の自由』(岩波書店)この書物が『事前の抑制』に力をいれているのはいいとして、事後検閲への無理解は否定しがたい。

註② 家永三郎著『憲法・教育問題』(日本評論社)二三四ページ「もう一つは誰が検定するかという問題があるのです。それでかりに文部省がなくなれば検定制度を残してもいい、文部省があるならば検定制度をつぶすべきだ」という著者の考えに私も同感である。